

国立市健全な財政運営に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 25 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説 明) 健全で規律のある財政運営の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与するため、条例を制定するものである。

国立市健全な財政運営に関する条例案

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 3 条)
- 第 2 章 財政運営上の基本原則 (第 4 条)
- 第 3 章 財政運営上の留意事項 (第 5 条 - 第 16 条)
- 第 4 章 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりへの対応 (第 17 条)
- 第 5 章 計画的な財政運営 (第 18 条 - 第 21 条)
- 第 6 章 雑則 (第 22 条)

付則

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この条例は、限られた財源の範囲内で、市が必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関する基本事項を定めることにより、健全で規律のある財政運営の確保を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 市は、限られた財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、将来に責任を持ち、人口動態、社会経済状況等の変化に対応した計画的な財政運営を行わなければならない。

(責務)

第 3 条 市長は、基本理念にのっとり、健全で規律のある財政運営を行わなければならない。

2 市職員は、この条例を遵守し、誠実かつ効率的な職務遂行に努めなければならない。

3 市民は、行政活動によって得られる公共サービスが市民による相応の負担の上に成り立っていることを認識しなければならない。

第 2 章 財政運営上の基本原則

(財政運営上の基本原則)

第 4 条 市は、次に掲げる事項を基本原則として、財政運営に当たるものとする。

(1) 将来にわたり必要な住民サービスを継続し、及び世代間の負担の公平を図るため、収支の均衡を保持すること。

(2) 新たな行政需要に対応できるよう、財政の弾力性を確保すること。

(3) 社会経済状況等の変化に即した中長期的な財政見通しの下、計画的かつ効率的な財政運営を行うこと。

(4) 市民及び議会に対し、財政状況に関する情報を積極的に公表し、透明性の確保を図ること。

(5) 健全で規律のある財政運営を行うことにより、行政サービスの質的向上を図ること。

第 3 章 財政運営上の留意事項

(歳入及び歳出)

第 5 条 市は、歳入について、安定的に財源を確保する方策を検討するとともに、市税等について適切な収納に努めるものとする。

2 市は、歳出について、継続的な事務の見直しを行うとともに、経費支出の効率化に努めるものとする。

(予算の編成)

第 6 条 市長は、次に掲げる事項に留意して、予算の編成に当たるものと

する。

(1) 新たな行政ニーズを的確に捕捉するとともに、社会経済状況等の変化を考慮すること。

(2) 将来において発生が見込まれる費用を適切に見込むこと。

(3) 財源調達に当たっては、将来における負担の抑制に努めること。

(4) 予算調製後に発生した事由による予算の追加及び変更については、補正予算による対応を基本とすること。

(行政評価の活用)

第7条 市は、健全で規律のある財政運営を行うため、行政評価を活用するものとする。

(特別会計の自立的な運営)

第8条 市は、市が設置する特別会計について、独立した会計として、自立的な財政運営を行うものとする。

(補助金等の定期的な見直し)

第9条 市長は、補助金等について、公益性、公平性、有効性等の観点から定期的な見直しを行わなければならない。

(義務的経費の定期的な見直し)

第10条 市長は、人件費、扶助費及び公債費について、財政の弾力性を確保するため、定期的な見直しを行わなければならない。

(使用料等の定期的な見直し)

第11条 市長は、使用料、手数料及び負担金について、受益と負担の関係等を考慮し、定期的な見直しを行わなければならない。

(公有財産の管理等)

第12条 市長は、常に良好な状態において公有財産を管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。

2 市長は、行政財産について、使用の状況等を踏まえ、必要に応じて用途の見直し及び統廃合の可能性を検討するものとする。

(基金の管理)

第13条 市長は、緊急的な行政需要に対応するため、財政調整基金の留保に努めるものとする。

2 市長は、資金の留保の必要が認められる事業については、基金を設けて、計画的に資金の積立てを行うよう努めるものとする。

3 市長は、行政財産の適正な管理及び運営のため、計画的に基金への積立てを行うよう努めるものとする。

(地方債の発行)

第14条 市長は、地方債の発行に際し、将来の市民負担の妥当性及び後年度の財政運営に与える影響について検討しなければならない。

(財務書類の公表と活用)

第15条 市長は、発生主義会計に基づく財務書類を議会に報告し、市民に公表するとともに、積極的に活用するものとする。

(財政状況等の公表)

第16条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政状況の公表は、規則に定めるところにより行うものとする。

第4章 市民の福祉向上と魅力あるまちづくりへの対応

(緊急性及び重要性の高い行政需要への対応)

第17条 市長は、災害等の不測の事態が生じた場合は、必要な財政措置を講じ、迅速かつ機動的に対応しなければならない。

2 市長は、重要性のある新たな行政課題に対応する場合は、その必要性、効果及び財源を明らかにした上で、対応するものとする。

第5章 計画的な財政運営

(総合計画策定における原則)

第18条 市長は、総合計画の策定に当たっては、財源の根拠をもって策定しなければならない。

(財政収支見通し)

第19条 市長は、毎年度、中期的な期間における一般会計の財政収支を試算するとともに、当該期間中の各年度末の基金、地方債等の残高の見通しについて試算し、公表しなければならない。

(財政運営判断指標の公表)

第20条 市長は、規則で定める財政運営判断指標を議会に報告し、市民に公表しなければならない。

(個別計画の策定)

第21条 市長は、個別計画の策定に当たっては、財政収支見通しとの整合性及び当該計画に要する費用を考慮し、その実効性を高めるよう努めなけ

ればならない。

第6章 雑則

(委 任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立市財政事情の作成および公表に関する条例（昭和32年3月国立市条例第5号）は、廃止する。